

# 戸籍・住民登録〔届出・証明〕

## 《各区役所戸籍住民課》

葵 区	☎221-1061 ・ ☎ 221-1064
井川支所	☎260-2211 ・ ☎ 260-2213
駿 河 区	☎287-8611 ・ ☎ 287-8703

長田支所	☎259-5522 ・ ☎ 259-5563
清 水 区	☎354-2126 ・ ☎ 353-8859
蒲原支所	☎385-7760 ・ ☎ 385-3110

## 戸籍関係の届出

届の名称	お持ちいただくもの	ご注意くださいこと
出生届	①届出人(父か母又は父母両方)の認め印(スタンプ印不可) ②母子健康手帳 ③母の国民健康保険証(加入者のみ)	①生まれた日から14日以内に届出をしてください。(生まれた日を1日目として計算します) ②赤ちゃんの名前に使える文字は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナの範囲に限られています。
婚姻届	①届出人の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②夫と妻の認め印(スタンプ印不可) ③戸籍全部事項証明(戸籍謄本)(本籍が市外の方のみ) ④国民健康保険証(加入者のみ) ⑤マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちの方)	①証人として成人2人の署名、押印等が必要です。 ②未成年者の婚姻には、父母の同意が必要です。
養子縁組届	①届出人の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②届出人の認め印(スタンプ印不可) ③戸籍全部事項証明(戸籍謄本)(本籍が市外の方のみ) ④国民健康保険証(加入者のみ) ⑤マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちの方)	①証人として成人2人の署名、押印等が必要です。 ②未成年者を養子にする時は家庭裁判所の許可書が必要となる場合があります。 ※養子縁組の要件は、ケースによって異なりますので詳細は各区役所戸籍住民課へお問い合わせください。
離婚届	協議離婚の場合 ①届出人の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②夫と妻の認め印で、印影の異なるもの(スタンプ印不可) ③戸籍全部事項証明(戸籍謄本)(本籍が市外の方のみ) ④国民健康保険証(加入者のみ) ⑤マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちの方)	協議離婚の場合 ①証人として成人2人の署名、押印等が必要です。 ②夫婦間の未成年の子について親権者を父(養父)又は母(養母)のいずれかに決めてください。 ③離婚により元の氏に戻った場合でも、離婚の日から3か月以内に届をする事により、婚姻中の氏を称することができます。
	裁判離婚(調停・審判・和解・請求の認諾・判決)の場合 ①届出人の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②届出人(申立人)の認め印(スタンプ印不可) ③戸籍全部事項証明(戸籍謄本)(本籍が市外の方のみ) ④調書の謄本又は、審判・判決の謄本と確定証明書 ⑤国民健康保険証(加入者のみ) ⑥マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちの方)	裁判離婚(調停・審判・和解・請求の認諾・判決)の場合 ①裁判離婚のときは、調停成立または裁判確定の日から10日以内に申立人(原告)が届出をしてください。 ②離婚により元の氏に戻った場合でも、離婚の日から3か月以内に届をする事により、婚姻中の氏を称することができます。
死亡届	①届出人の認め印(スタンプ印不可) ②国民健康保険証(加入者のみ) ※後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証をお持ちの方は別途手続きをしてください。	①死亡したことを知った日から7日以内に届出をしてください。 ②届出の際、火葬許可証、斎場利用許可証、霊柩自動車利用許可証を交付します。
転籍届 (本籍を移すとき)	①夫と妻の認め印で、印影の異なるもの(スタンプ印不可) ②戸籍全部事項証明(戸籍謄本)(同一区内で転籍する場合は必要ありません)	※住所の異動届では、本籍は変わりません。

## 戸籍証明・住民票・印鑑登録証明書

何が必要ですか	手数料(令和3年4月現在)	お持ちいただくもの・ご注意くださいこと
戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	1通450円	①窓口に来られた方の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②窓口に来られた方が「請求する戸籍に記載のある方や、その配偶者、直系血族の方」以外の場合、委任状が必要です。 ③正確な本籍、筆頭者氏名を確認して来てください。 ④本籍が市外の方は、本籍のある市区町村へ請求してください。(郵便で請求する方法もあります)
除籍・改製原戸籍謄抄本	1通750円	
戸籍の附票	1通300円	
身分証明	1通300円	①窓口に来られた方の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②窓口に来られた方が本人以外の場合、委任状が必要です。 ③正確な本籍、筆頭者氏名を確認して来てください。 ④本籍が市外の方は、本籍のある市区町村へ請求してください。(郵便で請求する方法もあります)

何が必要ですか	手数料(令和3年4月現在)	お持ちいただくもの・ご注意いただくこと
住民票の写し	1通300円	①窓口に来られた方の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②正確な住所、氏名を確認して来てください。 ③窓口に来られた方が「請求する住民票の世帯主または同一世帯員」以外の場合、委任状が必要です。 ※住民票コード、個人番号記載のものを委任状により代理の方が請求される場合、窓口でのお渡しではなく、本人あて郵送となります。
印鑑登録証明書	1通300円	①証明をとりたいご本人の印鑑登録証(または印鑑登録手帳)を必ずお持ちください。(免許証や実印では印鑑登録証明書はとれません) ②正確な住所、氏名、生年月日を確認して来てください。 ③代理人でも委任状は不要です。

## 住所の異動

届の名称	お持ちいただくもの	ご注意いただくこと
転入届 (静岡市へ引越してきた)	①窓口に来られた方の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②窓口に来られた方が「届出人本人または同一世帯員」以外の場合は、届出人本人が記載した委任状が必要です。 ③窓口に来られた方の認め印(スタンプ印不可) ④転出証明書(前住所地で交付) なお、マイナンバーカードや住基カードによる転出届をした方で、転出証明書が交付されていない場合には、マイナンバーカード又は、住民基本台帳カード(お持ちの方)をお持ちください。 ⑤国民健康保険証(転入世帯の世帯主が変更になる場合のみ加入者全員分) ⑥マイナンバーカード又は、住民基本台帳カード(お持ちの方) ⑦在留カード、特別永住者証明書(外国籍の方)	①住み始めてから14日以内に届出をしてください。 ②小・中学生には新しい学校を指定します。 ③国外からの転入には転入者全員分のパスポート(旅券)と健康保険証(加入中の場合)が必要です。 本籍が市外の方は戸籍全部事項証明(戸籍謄本)か戸籍個人事項証明(戸籍抄本)と、戸籍の附票もお持ちください。
転居届 (市内での住所異動)	①窓口に来られた方の本人確認のため運転免許証、マイナンバーカード、パスポート(旅券)等をお持ちください。 ②窓口に来られた方が「届出人本人または同一世帯員」以外の場合は、届出人本人が記載した委任状が必要です。 ③窓口に来られた方の認め印(スタンプ印不可) ④マイナンバーカード又は、住民基本台帳カード(お持ちの方) ⑤国民健康保険証(加入者のみ) ⑥後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ) ⑦介護保険被保険者証(該当者のみ) ⑧子ども医療費受給者証(該当者のみ) ⑨身体障害者手帳(該当者のみ) ⑩療育手帳(該当者のみ) ⑪重度心身障害者医療費助成受給者証(該当者のみ) ⑫在留カード、特別永住者証明書(外国籍の方)	①新しいところに住み始めてから14日以内に届出をしてください。 ②学区が変わる小・中学生には新しい学校を指定します。 ③アパート、マンションなどで部屋が変わったときも届出をしてください。
転出届 (市外に引越す)		①およそ2週間前から届出をすることができます。 ②国外に1年以上行くときは、この届出をしてください。 ③国民健康保険加入者で学生用保険証(遠隔地)を希望される方は、学生証・在学証明書などのコピーをお持ちください。

## 印鑑登録するとき

印鑑登録	ご注意いただくこと
印鑑登録できる所	各区役所戸籍住民課、井川支所、長田支所、蒲原支所
印鑑登録できる方	静岡市の住民基本台帳に記載されている15歳以上の方・意思能力を有する方 ※登録しようとする方が成年被後見人の場合は、各区役所戸籍住民課へお問い合わせください。
手数料	印鑑登録手数料は300円です。
登録できない印鑑	①機械彫りなど類似印があると認められるもの(手彫りでないもの) ②住民基本台帳に登録されている氏名、氏名、旧氏の文字で表していないもの ③印影の大きさが1辺8mmの正方形より小さいもの、又は1辺25mmの正方形より大きいもの ④職業等氏名以外の事項を表しているもの ⑤竜紋・唐草模様など氏名以外の紋様を付したもの ⑥ゴム印、プラスチック、樹脂製などの印影の変化しやすいもの ⑦印影を鮮明に表しにくいもの・ふちのないもの・ふちが欠けているもの ※その他詳細については各区役所戸籍住民課にお問い合わせください。
印鑑を登録する本人が申請に来庁する場合	◆原則として 登録する本人が来庁のうえ申請していただき、照会書を印鑑登録する本人あてに郵送します。本人が郵送された照会書(回答書)と登録する印鑑及び健康保険証、年金手帳等の本人確認資料を持参された日に印鑑登録が完了します。(最初の来庁時より4日~1週間位かかります)なお、最初の来庁時には印鑑登録証の交付は受けられません。 ただし、以下の場合は即日印鑑登録が可能です。 ①運転免許証・パスポート(旅券)・マイナンバーカード・住民基本台帳カード(写真付き)又は在留カード等、官公署発行の顔写真がはつてある身分証明書(有効期限が切れていないもの)をお持ちいただいた場合 ※保険証では即日登録できません。 ②静岡市に印鑑登録してある20歳以上の人が保証人となる場合 ※登録申請書の保証人欄に保証人本人が記載し、登録印鑑を押印したものをもちこたください。保証人の印影が不鮮明な場合、書類に不備がある場合は、再度の押印や書類の訂正などをお願いすることがあります。
やむをえず代理人が申請に来庁する場合	◆印鑑を登録する本人が代理人に対し、印鑑登録に関する権限を委任する旨を書いた委任状が必要になります。(委任状の用紙は各区役所戸籍住民課、支所及び市民サービスコーナー、市ホームページにあります) ◆申請後照会書を印鑑登録する本人あてに郵送します。本人又は代理人が郵送された照会書(回答書兼委任状)と登録する印鑑及びその本人と代理人の運転免許証、健康保険証等の本人確認資料、代理人の認め印をお持ちいただいた日に印鑑登録が完了します。(最初の来庁時より4日~1週間位かかります) ※各手続きにより印鑑登録が完了した後、印鑑登録証を交付します。印鑑登録証明書の請求については上記をご参照ください。

## 自動交付機の運用終了

平成11年よりみなさまにご利用いただいております印鑑登録証明書・住民票の写しの証明書自動交付機は、令和2年2月をもって終了しました。

現在お持ちの印鑑登録証は窓口で印鑑登録証明書を取得するために必要ですので、自動交付機の運用が終了した後も大切に保管してください。

## マイナンバーカード

内 容	ご 案 内
マイナンバーカードとは	<p>マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されていて、本人確認のための公的な身分証明書として使用できるほか、電子証明書を使った証明書コンビニ交付サービスやe-Tax等の利用もできるカードです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●マイナンバーカードの有効期限…10回目の誕生日まで(20歳未満は5回目の誕生日まで)</li> <li>●マイナンバーカードの交付手数料は当面的間無料です。 ただし、紛失や盗難等により再交付する場合は有料になります。800円(同時に電子証明書を発行する場合は+200円)</li> </ul> <p>◆電子証明書 マイナンバーカードには2種類の「電子証明書」が標準搭載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●署名用電子証明書…e-Taxや行政機関の電子申請時に電子文書を作成・送信する際に使用します。(15歳未満の方、成年被後見人の方には搭載されません)</li> <li>●利用者証明用電子証明書…コンビニで証明書を取得する時やマイナポータルのログイン時に使用します。</li> <li>●電子証明書の有効期限は、5回目の誕生日までです。</li> </ul> <p>◆外国籍の方の有効期限は、在留期限までになります。</p>
マイナンバーカードの申請・受け取り	<p>マイナンバーカードは、国内全市区町村分を一括作成するため、区役所の窓口で即日交付することはできません。申請から交付まで日数がかかります。</p> <p>◆マイナンバーカードの申請方法 お手元に送られたマイナンバーの通知カード又は個人番号通知書に同封されている申請書に必要事項を記入のうえ、顔写真を貼り、返信用封筒で送付ください。なお、申請書がお手元に無い場合は、各区役所戸籍住民課窓口で発行可能です。また、スマートフォンやパソコンでインターネットからの申請もできます。 15歳未満の方及び成年被後見人は、法定代理人の申請になります。</p> <p>◆マイナンバーカードの受取方法 マイナンバーカードをお渡しできるようになりましたら、区役所から「交付通知書」がご自宅に届きますので、電話でご予約のうえ、「交付通知書」に記載されている持ち物を持ってご本人が受け取りにお越しください。(やむを得ない理由によりご本人が受け取りに来られない場合は、区役所へご相談ください。)</p> <p>◆暗証番号の設定 マイナンバーカードを受け取っていただく際に、ご本人に暗証番号を設定していただきます。</p>
証明書コンビニ交付サービス	<p>静岡市では、平成28年1月から証明書コンビニ交付サービスを開始しました。マイナンバーカードに搭載されている利用者用電子証明書が有効で、その暗証番号(4桁数字)が照合できた場合はコンビニエンスストアで下記の証明書が取得できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コンビニエンスストアで取得できる証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・戸籍全部事項証明書 ・戸籍個人事項証明書</li> <li>・戸籍の附票 ・個人市県民税課税証明書 ・個人市県民税納税証明書</li> </ul> </li> </ul> <p>戸籍の証明は、住所地・本籍地共に市内の方に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●取扱時間…午前6時30分～午後11時(年末年始、メンテナンス日を除く)</li> <li>●取扱店舗…全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート等の各店舗</li> </ul>
マイナンバー関係のお問い合わせ先	<p>◆マイナンバーコールセンター ※マイナンバーカードの紛失、盗難等の一時利用停止は24時間・365日受付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(無料) 平 日:午前9時30分～午後8時 土日祝:午前9時30分～午後5時30分(年末年始は休み)</li> <li>●ナビダイヤル ☎0570-783-578(有料) 全 日:午前8時30分～午後8時(年末年始は休み)</li> </ul> <p>◆その他各区役所戸籍住民課へ</p>

## マイナンバー通知カードの運用終了

法律の改正によりマイナンバーの通知カードは令和2年5月25日に廃止されました。

廃止により、通知カードの再交付申請及び住所、氏名等の券面変更の手続きができなくなりました。なお、当該通知カードに記載された住所、氏名等が住民票の記載事項と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として引き続き使用することができます。(一致していない場合は、マイナンバーの証明として使用できません。)

通知カードに記載されたマイナンバーは今後も各手続等で

使用する番号ですので、紛失しないようご注意ください。

通知カードの紛失等で、マイナンバーがわからなくなってしまった場合は、マイナンバーカードを取得していただくか、マイナンバー入りの「住民票の写し」をご請求ください。

なお今後、出生等で新たにマイナンバーが付番される方には、「個人番号通知書」が郵送されます。

## 住民基本台帳カードの発行終了

平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されたことに伴い、住民基本台帳カードの新規発行及び住民基本台帳カードに搭載される電子証明書の発行は平成27年12月をも

って終了しました。

現在お持ちの住民基本台帳カードは、有効期限まで使用できます。



# パスポート(旅券)の申請・受け取り

- 必要書類・持ち物は、手続き内容によって異なります。申請書の記入方法や写真撮影時の注意点なども詳しくご説明しますので、各区役所の旅券窓口へお尋ねください。
- 申請書の用紙・記入例は、各区役所1階の旅券窓口および市民サービスコーナーで配付しています。
- ダウンロード申請書で申請することもできます。詳しい利用方法は外務省ホームページ（「パスポート申請書ダウンロード」）をご覧ください。

- 入国時にパスポートの有効期間の残りが一定期間必要な国があり、有効期間中であってもその条件を満たさない場合は渡航できませんので、ご注意ください。
- ビザ(査証)に関するお問い合わせは、直接または旅行会社等を通じて各国大使館(領事館)へ。

## ご注意いただくこと

申請できるところ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各区役所1階の旅券窓口</li> </ul> <p>静岡県内の窓口で旅券を申請できるのは、原則として静岡県内に住民登録している方です。静岡県内であれば他市旅券窓口でも手続きできます。ただし、受け取りは申請した窓口のみで、申請者本人による受け取りが必要です。</p> <p>※単身赴任・学生等で他県に住民票がある場合でも、条件を満たせば申請できることがありますので、前もって旅券窓口にご相談ください。</p>
窓口開設時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)</li> </ul> <p>申請手続きには、お時間の余裕をもってお越しいただきますよう、ご協力をお願いします。</p> <p>※受取りのみ月1回日曜日(日時については、ホームページ・窓口にてご確認ください。)</p>
申請ができる方	<p>本人申請が原則ですが、代理の方でも申請できます。ただし、申請書は申請者本人記入欄(直筆)にもれがなく記入したものと、本人確認書類の原本をお持ちいただく必要があります。</p> <p>※手続き内容によっては代理申請できない場合があります。</p>
パスポートの種類	<p>10年用と5年用の2種類があります。(20歳未満の方は5年用のみ)</p> <p>※年齢は、申請書を提出する日の年齢です。年齢の計算は、誕生日の前日に1歳加算されるため、20歳の誕生日の前日から10年用旅券を申請することができます。</p>
手続きの種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新規申請…初めて申請する場合や、有効期限切れ等で前回パスポートが失効した場合に新しいパスポートを作成する手続き</li> <li>◆切替新規申請…現在お持ちの有効中のパスポートの期限まで1年未満になった場合や、損傷した場合などに新しいパスポートを作成する手続き</li> <li>◆訂正新規申請…氏名や本籍(都道府県名)等が変更になった場合に、残りの有効期間に関係なく新しいパスポートを作成する手続き</li> <li>◆記載事項変更申請…氏名や本籍(都道府県名)等が変更になった場合に、有効期間満了日が同一のパスポートを作成する手続き</li> <li>◆査証欄増補申請…有効中のパスポートの査証欄ページを増やす手続き(1冊につき1回のみ)</li> </ul>
申請時の持ち物	<p>必要書類がそろっていないと申請をお受けできません。ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆申請書(消せるボールペンは使用できません) <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年用と5年用では用紙が異なります</li> </ul> </li> <li>◆戸籍謄本又は抄本(戸籍全部事項証明書または個人事項証明書) <ul style="list-style-type: none"> <li>※有効中の旅券を切替える場合で、氏名や本籍の都道府県名に変更がない方は、原則省略できます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容が最新で発行日から6か月以内のもの</li> <li>・同一戸籍内の家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)1通で申請できます</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◆写真1枚(規格の詳細は別表参照) <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前6か月以内に撮影した、パスポート証明用の写真を、申請書にはらずにお持ちください</li> <li>・世界標準の写真規格に合わない場合は、撮り直しをお願いします</li> </ul> </li> <li>◆本人確認書類〔別表に定める①(1点)または②(2点)〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効中の原本をお持ちください(コピーでは手続きできません)</li> <li>・代理人が申請書を提出する場合は、申請者本人と代理人それぞれの本人確認書類が必要です</li> <li>・中学生以下の申請の場合は、法定代理人(親権者)の本人確認書類でも構いません</li> </ul> </li> <li>◆前回取得したパスポート <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間内のパスポートを切り替える手続き時には、必ずお持ちください</li> <li>・過去にパスポートを取得して有効期限切れの場合も、パスポートがあればお持ちください</li> </ul> </li> <li>◆住民票 <ul style="list-style-type: none"> <li>※静岡市に住民登録をしている人が、市内の窓口で申請する場合は不要</li> <li>・発行日から6か月以内のものをお持ちください</li> </ul> </li> </ul> <p>◇その他手続きの種類・内容により、追加書類の提出・作成をお願いする場合があります</p>
未成年者の申請についての注意	<p>法定代理人署名が必要です。申請書裏面「法定代理人署名」欄に、親権者本人(父または母)が必ず署名してください。署名がないとお受けできません。</p>
受け取りまでの日数	<p>8営業日(申請日を1日目として、土日祝日・年末年始を除いた8日目から受け取ることができます)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請後のキャンセルはできませんので、必ず受け取りにお越しください</li> </ul>
受取時の注意	<p>申請者本人が、申請した窓口へお越しください(代理での受け取りはできません)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券受取時に手数料として収入印紙と静岡県収入証紙で納めていただきます</li> <li>・「受領証」を持って、受付時間内にお越しください</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新規申請・切替新規申請・訂正新規申請 <ul style="list-style-type: none"> <li>【10年】16,000円 【5年】11,000円(*11歳以下6,000円)*12歳の誕生日の前々日の申請まで</li> </ul> </li> <li>◆記載事項変更申請…6,000円</li> <li>◆査証欄増補申請…2,500円</li> </ul>
有効中のパスポートをなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆申請者本人による窓口での手続き〔紛失一般旅券等届出紛失届〕が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行直前になって「自宅のどこかにしまったはずだが、見つからない」という相談がよくあります。紛失届と新規申請をすれば新しいパスポートを作成できますが、交付まで8営業日かかります。</li> <li>・外出先で紛失した場合は、犯罪に使われる危険もあるため、まず警察署に紛失を届け出てください。その際に発行される届出受理番号など、紛失を届け出たことを証明する書類が必要になります。</li> <li>・火事等で焼失した場合は、消防署または市区町村の発行する罹災証明書のいずれか1つが必要です。</li> </ul> </li> </ul>

パスポート用提出写真について	
<b>写真の規格</b> <input type="checkbox"/> 申請者本人のみが撮影されたもの <input type="checkbox"/> 縁なしで右の各寸法を満たしたもの <input type="checkbox"/> 無背景（影・柄・グラデーションなし）のもの <input type="checkbox"/> 申請日前6か月以内に撮影されたもの <input type="checkbox"/> 無帽で正面を向いたもの <input type="checkbox"/> その他人物の特定に支障がないもの	<b>写真寸法図</b> （単位：mm） 
<b>不適当な写真例 ※以下に該当する場合は、申請をお受けできません。</b> <input type="checkbox"/> 右図の規格に合わないもの <input type="checkbox"/> 化粧・服装等により本人確認が困難なもの <input type="checkbox"/> 不鮮明なもの、変色したり汚れやキズのあるもの <input type="checkbox"/> 目元がはっきりしないもの ・眼鏡のレンズに光が反射したもの ・眼鏡のフレームが目にかかっているもの ・カラーコンタクトレンズ着用したもの ・髪が目にかかっているもの等 <input type="checkbox"/> 頭髪、着衣と背景が同一色で区別がつかないもの 例：白い着衣と白い背景や、頭髪と背景（影を含む）が同色のものなど <input type="checkbox"/> ヘアバンド、マスク、装飾品などで髪や顔の一部を覆っているもの	

パスポート申請時の本人確認書類 ※コピー不可	
<b>① 次のものから1点</b> <input type="checkbox"/> 日本国旅券（有効旅券または失効後6か月以内のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 猟銃・空気銃所持許可証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書（写真付） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（写真付で写真はり替え防止がなされているもの） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 小型船舶操縦免許証 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引主任者証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線操縦車免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書（平成24年4月以降発行のもの）	
<b>② ①が無い場合は、次のものから2点 【ア】 + 【ア】 または 【ア】 + 【イ】 ※イを2点は不可</b>	
<b>【ア】</b>	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証、健康保険証、船員保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民年金・厚生年金の手帳または証書、船員保険年金証書、共済年金・恩給証書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（この場合は登録した印鑑も必要です）
<b>【イ】</b>	<input type="checkbox"/> 会社の身分証明書（写真付） <input type="checkbox"/> 失効旅券 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 学生証、生徒手帳 <input type="checkbox"/> 納税証明書または源泉徴収票（直近のもの） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（写真はり替え防止がなされていないもの） <input type="checkbox"/> 公の機関が発行した資格証明書（写真付） <input type="checkbox"/> 本籍地の市町村発行の身分証明書

※上記以外の本人確認書類について詳しくは、旅券窓口にお問い合わせください



# i 市民サービスコーナー

## 葵区市民サービスコーナー

受付時間: 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(土・日曜日と祝休日は休み) ※井川支所は午前8時30分～午後5時15分

取扱業務: すべての市民サービスコーナー等で、下記証明書の交付が受けられます。

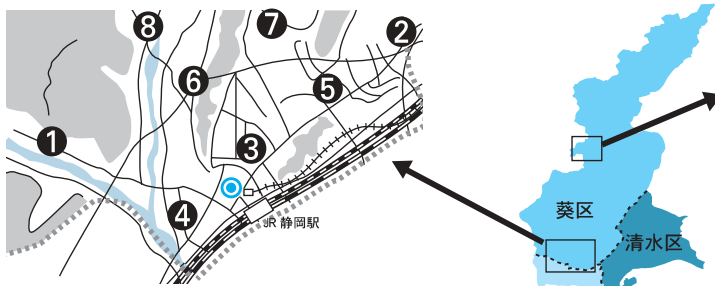
●印の市民サービスコーナーと★印の支所では証明書の交付に加え、下記届出の手続きができます。

### 交付できる証明書

戸籍全部・個人事項証明(謄抄本)、平成改製原戸籍、戸籍の附票、身分証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、年金受給者現況証明(はがき)、住民票記載事項証明課税(所得)証明や納税証明書も取り扱っています。

### 受付できる届出 ●印と★印施設に限る

婚姻・出生等の戸籍届、転居や転出入等の住民異動届、国民健康保険・国民年金の加入や脱退等の届出  
※一部、取り扱いできない届出がありますので、詳しくは各市民サービスコーナー等へお問い合わせください。



○葵区役所戸籍住民課 ☎221-1061 (追手町5番1号)

駿河区

★井川支所 ☎260-2211  
井川656番地の2

●葦科保健福祉センター内 ☎278-4110  
羽鳥本町5番10号

●リンク西奈内 ☎265-2472  
瀬名二丁目32番43号

●城東保健福祉エリア保健所棟内 城東町24番1号 ☎249-3168

西部生涯学習センター内 ☎253-1162  
田町三丁目46番地の5

東部生涯学習センター内 ☎263-0361  
千代田七丁目8番15号

北部生涯学習センター内 ☎252-5656  
昭府二丁目14番1号

麻機地区複合施設内 ☎248-5055  
有永町2番43号

美和地区複合施設内 ☎296-5677  
安倍口団地5番1号

その他の市民サービスコーナー

- 清沢生涯学習交流館内 ☎295-3111
- 大川生涯学習交流館内 ☎291-2002
- 梅ヶ島生涯学習交流館内 ☎269-2002
- 大河内生涯学習交流館内 ☎293-2111
- 玉川生涯学習交流館内 ☎292-2111

戸籍・住民登録〔届出・証明〕

# 駿河区市民サービスコーナー

**受付時間:** 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(土・日曜日と祝休日は休み) ※長田支所は午前8時30分～午後5時15分

**取扱業務:** すべての市民サービスコーナー等で、下記証明書の交付が受けられます。

●印の市民サービスコーナーと★印の支所では証明書の交付に加え、下記届出の手続きができます。

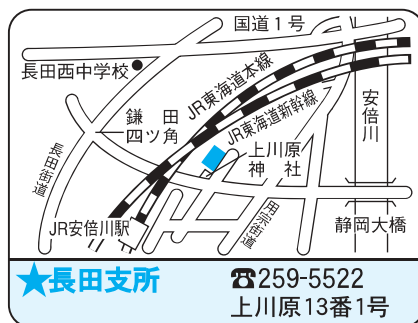
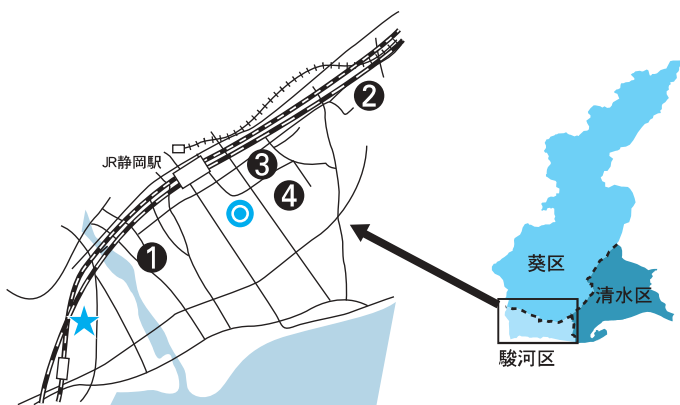
## 交付できる証明書

戸籍全部・個人事項証明(謄抄本)、平成改製原戸籍、戸籍の附票、身分証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、年金受給者現況証明(はがき)、住民票記載事項証明(課税(所得)証明や納税証明書も取り扱っています。

## 受付できる届出 ●印と★印施設に限る

婚姻・出生等の戸籍届、転居や転出入等の住民異動届、国民健康保険・国民年金の加入や脱退等の届出

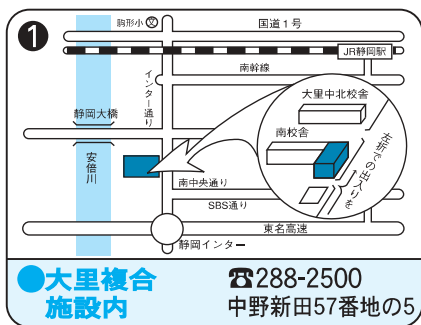
※一部、取り扱いできない届出がありますので、詳しくは各市民サービスコーナー等へお問い合わせください。



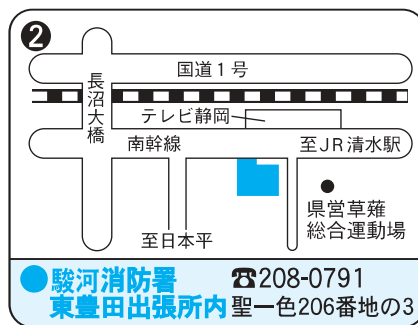
★長田支所 ☎259-5522  
上川原13番1号

長田支所では印鑑登録もできます

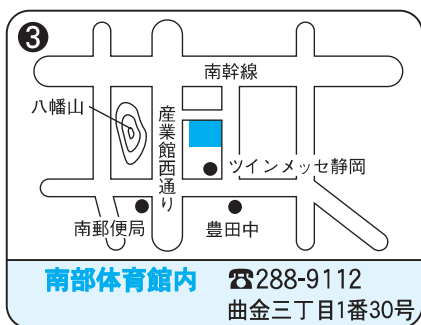
●駿河区役所戸籍住民課 ☎287-8611 (南八幡町10番40号)



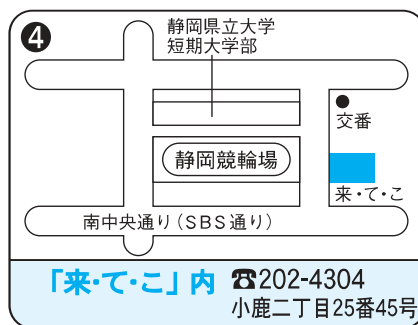
●大里複合施設 ☎288-2500  
中野新田57番地の5



●駿河消防署 東豊田出張所内 ☎208-0791  
聖一色206番地の3



●南部体育館内 ☎288-9112  
曲金三丁目1番30号



●「来て・こ」内 ☎202-4304  
小鹿二丁目25番45号

# 清水区市民サービスコーナー

**受付時間:** 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時(土・日曜日と祝休日は休み) ※蒲原支所は午前8時30分～午後5時15分  
**取扱業務:** すべての市民サービスコーナー等で、下記証明書の交付が受けられます。

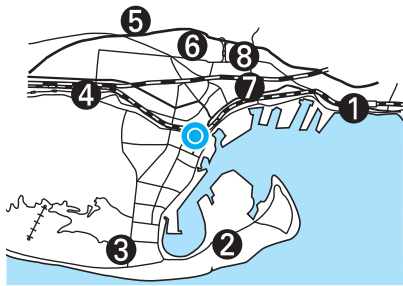
●印の市民サービスコーナーと★印の支所では証明書の交付に加え、下記届出の手続きができます。

## 交付できる証明書

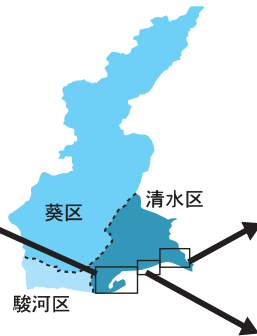
戸籍全部・個人事項証明(謄抄本)、平成改製原戸籍、戸籍の附票、身分証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、年金受給者現況証明(はがき)、住民票記載事項証明  
 課税(所得)証明や納税証明書も取り扱っています。

## 受付できる届出 ●印と★印施設に限る

婚姻・出生等の戸籍届、転居や転出入等の住民異動届、国民健康保険・国民年金の加入や脱退等の届出  
 ※一部、取り扱いできない届出がありますので、詳しくは各市民サービスコーナー等へお問い合わせください。



●清水区役所戸籍住民課 ☎354-2126 (旭町6番8号)



**★蒲原支所** ☎385-7760  
 蒲原新田一丁目21番1号

**1** JR興津駅  
 至JR清水駅  
 興津交番  
 国道1号  
 ●NTT西日本興津  
 ●清見潟公園  
 静清バイパス

**●興津生涯学習交流館内** ☎369-1333  
 興津本町829番地

**2** 至三保  
 御穂神社  
 三保生涯学習交流館  
 三保街道  
 三保松原入口

**三保生涯学習交流館内** ☎335-0018  
 三保松原町39番地の5

由比郵便局  
 国道396号  
 GS  
 JAするが路  
 由比保健福祉センター  
 至JR由比駅 東海道本線 至JR蒲原駅  
 国北富士由比バス  
 東名高速道路

**由比生涯学習交流館内** ☎376-0536  
 由比北田457番地の1

**3** 市立清水病院 至清水区大曲  
 日本平パークウェイ  
 忠霊塔 グラウンド  
 駒越交番  
 至大谷 国道150号 至清水

**駒越生涯学習交流館内** ☎335-0017  
 迎山町1番7号

**4** セツ新屋  
 国道1号  
 静岡鉄道 御門台駅  
 清水有度第一小学校  
 至JR静岡駅方面 南幹線 至JR清水駅方面

**有度生涯学習交流館内** ☎345-6710  
 草薙一里山3番1号

**5** 体育館 ●清水高部小学校  
 至清水インター  
 至JR静岡駅 東名高速 至JR清水駅方面  
 北街道 鉄工所 ●高部交番

**高部生涯学習交流館内** ☎345-8779  
 押切1086番地の2

**6** 至山原  
 スーパー  
 市営団地  
 至清水インター  
 静清バイパス  
 ●JAしみず飯田支店  
 北街道

**飯田生涯学習交流館内** ☎365-4263  
 下野西3番19号  
 下野東9番1号(7/1移転)

**7** 至東京  
 清水袖師小学校  
 JR東海道新幹線  
 清水銀行  
 国道1号  
 至JR清水駅 JR東海道線 至JR興津駅

**袖師生涯学習交流館内** ☎367-1175  
 袖師町1092番地の1

**8** 東名高速 至東京  
 庵原町交番  
 コンビニエンスストア  
 ●JAしみず庵原支店  
 GS  
 静清バイパス 至JR興津駅

**庵原生涯学習交流館内** ☎365-4262  
 庵原町68番地の1

その他の市民サービスコーナー **小島生涯学習交流館内** ☎393-3344  
**両河内生涯学習交流館内** ☎395-2244



# 齋場の利用

齋場は市内に4か所ありますが、いずれの齋場も利用できます。

## 静岡齋場

葵区慈悲尾472番地の1 ☎276-2000

## 清水齋場

清水区北矢部1481番地 ☎352-0420

## 静岡齋場井川分場

葵区井川1243番地の3 ☎260-2211(井川支所)

## 庵原齋場

清水区蒲原4999番地の1 ☎385-6695

### ◆齋場の利用予約

静岡齋場、清水齋場については、各区役所の戸籍住民課、支所で、どちらの予約も受け付けています。

井川分場については井川支所で、庵原齋場については蒲原支所「戸籍住民係」で予約の受け付けをします。

なお、休日や夜間などの時間外については各区役所、蒲原支所の警備員室等で予約の受け付けをします。

葬祭業者が家族に代わって予約することもできます。

### ◆利用方法

死亡届(死産届)を提出した各区役所、支所に許可申請書を提出してください。

### ◆齋場使用料

死亡時の死亡者の住所が

静岡市内の場合 12歳以上:10,000円

その他の場合 12歳以上:44,000円

### ◆齋場の休日

1月1日と毎年市長が指定する日(友引)

### ◆開場時間

午前9時～午後5時

### ◆霊柩自動車

それぞれの齋場で霊柩自動車を所有していますが、運行範囲が異なるので、齋場の利用予約の際、問い合わせてください。

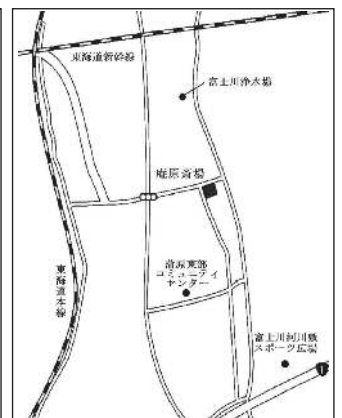
静岡齋場



清水齋場



庵原齋場



戸籍・住民登録〔届出・証明〕

# 市営納骨堂・墓地

戸籍管理課

☎221-1297

## 愛宕霊堂

葵区沓谷1261番地の9(愛宕霊園内)

納骨堂はご遺骨を期限付きまたは永年で収蔵する施設です。直接個々に参拝するのではなく、納骨堂中央参拝ホールで参拝を行います。

### ◆納骨堂の利用資格

静岡市に住民登録のある方で市内に墓地がなく、ご遺骨を祀るべき立場にある方。

### ◆利用方法

静岡市役所静岡庁舎新館15階戸籍管理課で申込みを受け付けます。必要書類等、くわしくは戸籍管理課までお問い合わせください。

### ◆使用料

期限付収蔵:1体1年につき5,330円

永年収蔵:1体 106,790円

### ◆開堂日時

12月29日～翌年1月3日を除く毎日午前9時～午後4時

## 市営墓地

愛宕霊園:葵区沓谷1333番地の1

沓谷霊園:葵区沓谷一丁目174番地(街区番号は22番)

沼上霊園:葵区南沼上2052番地の352

清水大平山霊園:清水区横砂東町1859番地の3

### ◆墓地の利用募集

現在、沼上霊園のみ年1回新規造成区画の募集を行っています。募集時期については広報しずおかおよび市ホームページでお知らせします。